

少年法と

「子どもの権利条約」

伊藤由紀夫

いとう ゆきお
1955年生まれ
早大卒、1980年から家裁調査官として、大阪、横浜等で勤務
元全司法労組副委員長
2018年3月に臨時的任用期間を終え
現在は、NPO 非行克服支援センター相談員等で活動する

はじめに

「非行」という少年犯罪を起こした子ども・少年に対し、『犯罪者なのだから、成人と同様に懲役等の刑罰を科し、前科者として社会から排除するのが当然』といった激しいバッシングがインターネットに蔓延する。それは、当該の子ども・少年だけでなく、その家族を追い詰める。こうしたことは当然のことなのだろうか？

国連子どもの権利委員会（以下、CRC）は、二〇一九年二月一日、「日本政府第四・五回統合報告書」に対する最終所見（暫定版）を公表し、三月に確定した。多方面に渡る勧告がなされているが、その冒頭に近いパラグラフ4（以下、パラ4）において、特に緊急の措置が取られなければならない分野として、差別的禁止（パラ18）、子どもの意見の尊重（パラ22）、体罰（パラ26）、家庭環境を奪われた子ども（パラ29）、リプロダクティブヘルス・メンタルヘルス（パラ35）、少年司法（パラ45）

の六つが挙げられている。CRCは、現在の日本の少年司法に大きな問題があると指摘したのである。

一 一歩踏み込んだ「深刻な懸念」の表明

少年司法に関しては、具体的にはパラ44とパラ45に勧告がある。パラ44は以下のとおりである。

44. 本委員会は再犯防止推進計画（二〇一七年）に留意する。しかしながら、本委員会は、以下のことを深刻に懸念する。

- (a) 「刑罰が科される最低年齢」が一六歳から一四歳に引き下げられたこと。
- (b) 弁護士の法的援助を受ける権利が体系的に実施されていないこと。
- (c) 重大な罪を犯した一六歳以上の子どもが刑事裁判に送致されうること。
- (d) 一四歳から一六歳までの子どもが矯正施設に拘禁されること。
- (e) 「将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をする虞のある」子どもが自由を奪われうること。
- (f) 子どもが無期刑を科され、一般に仮釈放の許される

期間よりも相当長期にわたって拘禁されていること。

冒頭に掲げられた再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成二八年成立）に基づき、平成二九（二〇一七）年一二月に閣議決定したもので、主として高齢犯罪者と若年犯罪者（非行少年を含む）の再犯防止を図る計画である。今回の報告書で日本政府はこの計画を強調し、これに対し、CRCはその具体化を見守るとしている（この再犯防止推進計画については後述）。

それに続く(a)から(f)は、いずれも前回の勧告（二〇一〇年）とほぼ同じであるが、冒頭におかれた(a)と(c)にあるように、CRCは、刑罰を科される最低年齢の引き下げに一貫して反対であり、「一六歳以上の重大な事件について原則的に検察官送致（刑事裁判）とすること」（少年法の二〇〇〇年改正で定められた原則逆送規定）にも反対である。即ち、CRCは、基本的に二〇〇〇年改正前の少年法に戻すことを求めていると理解できる。

(b)は、二〇〇〇年改正以後に繰り返し続けられている検察官関与・検察官権限の拡大に対し、非行を起こした子ども・少年の側に立つ付添人弁護士制度を（刑事裁判における国選弁護士制度と同様に）拡充することを求めるものである。また、(d)は、一六歳までの子どもに対する